

お申込みの際には、事前に内容をご確認の上お申込ください。

○募集型企画契約について

この旅行は、旅行企画・実施者のエムケイ株式会社 MKトラベル(京都府知事登録旅行業第 2-288 号/〒601-8002 京都市南区東九条上殿田町 47(以下「当社」といいます。))が企画・募集し実施する企画旅行でお客様は当社と企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面(以下「最終日程表」といいます。)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。

なお、下記旅行条件と別途お渡しする旅行条件書(全文)に記載された条件との相違がある場合は、下記旅行条件が適応されます。

○旅行のお申し込みと契約の成立時期について

(1)当社またはパンフレットなどの「販売店欄」に記載する当社の受託旅行者(以下「当社ら」といいます。)にて、当社所定の申込書に下記記載の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金・取消料・違約料のそれぞれの一部として取扱います。

お申込金区分お申込金(おひとり様)

旅行代金	3万円未満	3万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
申込金	代金の 20%	6,000 円	10,000 円	20,000 円	代金の 20%

※ただし、特定期間、特定コースについては別途専用パンフレットに定めるところによります。また、上記表内の「旅行代金」とは、本旅行条件書第 6 項に記載する「お支払い対象旅行代金」をいいます。

(2)当社らは、電話、郵便、ファクシミリなどによる旅行契約の予約を受付けます。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して 3 日目に当たる日までに、申込書を本項(1)に定める金額の申込金とともに提出していただきます。

(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

(4)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

ア. 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)などのお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。)を条件に電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないなど、または業務上の理由などでお受けできない場合もあります。

イ. 通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」などに加えて「カード名」、「会員番号」、「カードの有効期限」などを当社にお申し出いただきます。

ウ. 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立します。ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

エ. 通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金などの支払いまたは払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日とします。

○契約書面と最終日程表の交付について

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任等に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等で構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送・宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(原則として、旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡しできるよう努力しますが、年末年始、ゴールデンウィークなどの特定時期出発コースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。)ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

○旅行代金の適応・お支払いについて

- (1) 子供代金は、旅行開始日当日を基準に満6歳以上12歳未満の方に適用します。
- (2) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお支払いください。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いください。

○旅行代金に含まれるもの

旅行代金には次の費用が含まれます。

- ・貸切タクシー代、駐車場料金、その他「旅行代金に含まれるもの」としてコースに明示した費用

○旅行契約内容の変更について

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、目的地空港の変更等)その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由等を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

○お客様の交替について

お客様はあらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡すること(お客様の交替)ができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。この際、交替に要する費用として1万円をいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲渡された方が、この旅行に関する一切の権利および義務を継承することになります。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

○旅行契約の解除・払戻し(取消料・違約料)

①旅行開始前の解除

- (1) お客様の解除権(契約解除のお申し出は当社らの営業時間内をお願いします。)

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

[1]次項[2]以外の企画旅行契約

契約解除の日		取消料(違約料)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	11 日目に当たる日以前	無料
	10 日目に当たる日以降 8 日目に当たる日まで	旅行代金の 20%
	7 日目に当たる日以降 2 日目に当たる日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日		旅行代金の 40%
旅行開始日の当日		旅行代金の 50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加		旅行代金の 100%

(2)当社の解除権

ア. 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。

- a)お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- b)お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- c)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- d)お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- e)お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって4日目に当たる日より前に旅行中止のご通知をいたします。

- f)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- g)通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効となるなど、旅行者が旅行代金などの係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済ができなくなったとき。

イ. お客様が第 5 項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わない場合は、当該期日の翌日においてお客様が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、第 12 項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

②旅行開始後の解除

(1)お客様による旅行契約の解除・払戻し

- ア. お客様のご都合により旅行日程途中で解散された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。
- イ. 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービスの提供に係る部分の旅行契約を解除する

ことができます。この場合当社は、旅行代金のうち、不可能となった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻します。

○当社の指示について

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するために当社の指示に従っていただきます。

○当社の責任について

(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者以下「手配代行者」といいます。)の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。

(2)当社は、手荷物について生じた(1)の損害については、(1)の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意または重大な過失があるときを除きます。)として賠償します。

○特別補償について

当社は第16項(1)に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として、15,000万円、入院見舞金として入院日数により、2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品に係る損害補償金は、旅行者1名につき14万7千円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については10万円を限度とします。

○お客様の責任について(抜粋)

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

○国内旅行保険(任意)加入のお勧め

旅行中、病気やケガをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変国難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害などを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、営業所の係員にお問合わせください。

○個人情報の取扱いについて

当社および当社ら(パンフレットなどの「販売店欄」に記載する当社の受託旅行業者)は、旅行申込みの際提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要範囲内で利用させていただきます。このほか、当社および当社らでは、a)当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 b)旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、c)アンケートのお願い、d)特典サービスの提供、e)統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

○事故などのお申し出についてのお願い

ご旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

○旅行条件・旅行代金の基準日について

この旅行条件は 2018 年 9 月 1 日を基準としています。また、旅行代金は 2018 年 9 月 1 日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

■旅行企画・実施

エムケイ株式会社

京都府知事登録旅行業 第 2-288 号

〒601-8002 京都府京都市南区東九条上殿田町 47